

令和 7 年 10 月農業委員会総会 議事録

開催日時 令和 7 年 10 月 10 日（金）午前 9 時 30 分～

開催場所 旧橋本市民会館 1 階 ギャラリー

出席委員
(農業委員)

1 番	石井 政英	○	2 番	田中 里美	○	3 番	平田 敬二	○
4 番	林 義文	◎	5 番	米坂 佳久	◎	6 番	大西 敏夫	○
7 番	窪田 裕	○	8 番	藤田 和久	○	9 番	織田 利治	○
10 番	廣田 征男	○	11 番	池田 泰子	○			

(農地利用最適化推進委員)

橋本	山本 裕之	×	山田	北垣 利章	○	山田	森 賢治	○
紀見	山本 良平	○	紀見	鷺之上雅永	○	隅田	中岡 耕二	○
隅田	前田 長正	×	恋野	田中 祥博	○	学文路	古川 好美	○
学文路	山本 治生	○	高野口	大矢 泰弘	○	応其	山本 勝彦	○
信太	木村 敏行	○	信太	中芝 道雄	○			

議事録署名委員 ※上記表中の「◎」

書 記 橋本市農業委員会事務局

議 案 議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について（16 件）
 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（5 件）
 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（3 件）
 議案第 4 号 非農地証明願いについて（1 件）
 議案第 5 号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて（1 件）

傍聴人 なし

(開会)

事務局 ただいまから令和 7 年 10 月農業委員会総会を開催します。
会長より挨拶の後、会議規則により議事の進行をお願いします。
す。

会長 －会長挨拶－

議長 議案の審議に先立ち、議事録署名委員の選任を行います。
議席番号 4 番 林 義文委員
議席番号 5 番 米坂 佳久委員を指名します。
書記には、事務局職員を指名します。

(議案第 1 号 農用地利用集積促進計画(案)の決定について)

議長 議事に入ります。本総会で審議します案件は、提出議案 5 件で
す。議案第 1 号「農地利利用集積促進計画(案)の決定について」
を議題とします。事務局より説明してください。

事務局 議案第 1 号について議案書を基に説明

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。

平田委員 提出番号 5 番の普通畑で地積 485 m²の賃貸借料が年間 15 万円
はかなり高いと思いますが、理由を教えてください。

事務局 この農地にはすでにハウスが建っています。年間 15 万円は貸
主、借主双方合意の上での賃貸借料です。

平田委員 作物は何を作られますか。

事務局 借主はレストランを経営しています。野菜を栽培されるそう
です。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ない
ようなのでお諮りします。議案第 1 号について本件を承諾する
ことにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

(議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について)

事務局 議案第 2 号について議案書を基に説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

石井委員 ●提出番号 1 番
●提出番号 1 番
遠方のため農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、奈良県
に居住する譲受人が売買により取得します。農地の近くに住宅を
購入して夫婦で野菜を作られるそうです。さらに規模拡大も考え
られています。何も問題はありません。

平田委員

●提出番号 2 番

●提出番号 2 番

高野口町九重に居住する譲受人が農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、当該農地を贈与により取得します。取得後は田として利用する計画です。しかし、この農地は数年耕作されておらずかなり荒れています。耕作できるまでには1年は要すると思います。譲受人は若く、農業経験もあり、やる気もあることから耕作できるように頑張っ欲しいと思います。

林委員

●提出番号 3 番

●提出番号 3 番

紀の川市に居住する譲受人が農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、当該農地を売買により取得します。当該農地は長い期間、耕作されていませんでしたが、取得後は畑として利用する計画です。譲受人とは連絡が付きませんでした。行政書士に聞き取り調査をしたところ、何も問題はありません。

米坂委員

●提出番号 4 番

●提出番号 4 番

柏原に居住する譲受人が高齢となりまた、遠方であるため農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、当該農地を売買により取得します。当該農地は雑草が生茂り、耕作できる状態にはありませんでしたが、建設機械で綺麗にしてあり、いつでも耕作できる状態です。何も問題はありません。

廣田委員

●提出番号 5 番

●提出番号 5 番

大阪府に居住する譲受人が高齢のため、農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、当該農地を売買により取得します。当該農地は一部に雑木等が生えているものの、大きなみかんが植えられており、少し手入れをすれば十分農地として活用できると思います。なお、譲受人は現在大阪市に居住していますが、申請地に隣接する住宅を購入し本市に定住する予定です。特に問題ははありません。

議長

ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第2号の案件について、承認することにご異議ありませんか。

委員

異議なし

(議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について)

事務局
議長
石井委員

議案第 3 号について議案書に基づいて説明。
担当委員より調査結果の報告をお願いします。

●提出番号 1 番

●提出番号 1 番

譲受人は香川県に本店を置く再生可能エネルギー発電事業等を営む法人で、蓄電池の設置に伴い面積や必要な条件を満たしている土地を探していたところ、多くの農地の維持管理に苦慮していた譲渡人と話がまとまり本申請に至りました。隣接する農地は 7 筆あり、2 筆は譲渡人の所有地で他 4 筆は 3 名の地権者から同意を得ていますが、残り一筆は地権者から同意を得られませんでした。理由は、当申請地より先に当事業をその土地で行う計画がありましたが、折り合いがつかせませんでした。営農上の問題ではないことは確認しています。譲受人は他地域ですでに畜電池事業を始めていますが、何も問題はないそうです。

藤田委員

●提出番号 2 番

●提出番号 2 番

譲受人は大阪府で不動産賃借業や太陽光発電事業などを営む法人です。譲渡人は和歌山市に居住する個人です。この譲渡人は南側に隣接する事業地の土地所有者でもあります。譲受人は隣接する山林で太陽光発電の設置を計画し、和歌山県条例の認可を得て工事に着手しましたが、豪雨により軟弱地盤となり、キュービックスを設置する箇所が失われたため譲受人が事業区域を超えて農地に開発してしまいました。農地転用の許可を取らずに工事を進めたことから、事務局から厳重注意の上、始末書付きでの申請となっています。誠に遺憾ながら致し方ないです。

林委員

●提出番号 3 番

●提出番号 3 番

譲受人は応其に居住する個人で、子供らが各々自動車を所有することになりました。そのため、駐車場が必要となり隣接地の譲渡人と話がまとまり本申請に至りました。申請地は埋蔵文化財包蔵地に該当し、設置工事を行う 60 日前に教育委員会へ届出が必要です。また施工時は慎重に工事を行い、職員立ち会いで発掘調査を実施することを確認しています。何も問題はありません。

議長
廣田委員

ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。

提出番号 1 番について、蓄電池は橋本市で 2 件目ですが、1 件目の施行状況について教えてください。

事務局 1 件目の譲受人は令和 5 年度に農地転用許可を取りましたが、現在まで工期が遅れて着工していません。工期が遅れている理由書を提出するよう行政指導しています。

池田委員 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 3 号の案件について、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし
(議案第 4 号 非農地証明願について)

事務局 議案第 4 号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

石井委員 ●提出番号 1 番
●提出番号 1 番
当該地は、平成 7 年に農地転用許可がおりたにもかかわらず登記地目を変更していませんでした。平成 10 年～平成 27 年頃まで運送会社に土地を貸していましたが、現状は敷地の大部分はコンクリート舗装され宅地も残っています。この度、土地を譲渡することになり、地目変更申請することになりました。申請地は 30 年間耕作されておらず、もはや農地の状態ではありません。特に問題はありません。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 4 号の案件について、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議案第 5 号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について)

事務局 議案第 5 号について議案書を基に説明。

石井委員 ●提出番号 1 番
●提出番号 1 番
当該地については、現地確認しました。現況地目の畑の一部は雑草が繁茂しています。適正管理をお願いします。田で境界が不明瞭な農地がありますが隣接の地権者と話合って確定してください。そのほか、特に問題はありません。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 6 号について本件を承諾することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

閉会 以上で本日の農業委員会総会に付議された議案はすべて終了
しました。

令和7年10月、農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により記名押印する。

橋本市農業委員会	議長（会長）	池田 泰子	印
	署名委員	林 義文	印
	署名委員	米坂 佳久	印